

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案
規制の名称	預貯金口座の管理等のための個人番号利用に係る所要の措置の義務付け
規制の区分	新設・改正(拡充・緩和)・廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局	番号制度担当室
評価実施時期	令和3年2月
1. 規制の目的、内容及び必要性	<p>預貯金口座への付番については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)において、預貯金者から個人番号の告知を受けた金融機関において、預貯金口座の情報と個人番号を紐づけて管理することを金融機関に義務付ける規定が設けられた(平成30年1月1日施行)ものの、十分に付番は進んでいない現状にある。</p> <p>その現状を踏まえ、本法案においては、預貯金者本人の同意を前提に、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組み等を設けるとともに、相続時や災害時に口座の所在を確認できる仕組みを設け、手続の際の負担軽減を図り国民の利便性を向上させることにより、国民の理解を得る観点から、金融機関に対し、以下の義務を課すものとし、預貯金口座への付番を進めるものである。</p> <p>(1) 預貯金契約の締結等の際に、預貯金者に対し、預貯金口座への付番の意思の有無を確認する。その際、利用目的(相続時又は災害時に、預貯金者又は相続人が口座情報を確認できるようになること、法令に基づく支払調書の提出等の際に利用され得ること)を説明する。</p> <p>(2) 預貯金者が上記(1)の確認に対して個人番号の付番を承諾した場合等は、本人特定事項を確認するとともに、他の金融機関が管理する預貯金口座への付番の意思を確認し、預貯金者が承諾したときは、預金保険機構に対し、当該預貯金者の本人特定事項等を通知する。</p> <p>(3) 預貯金者又は預金保険機構から個人番号の提供又は通知を受けた場合は、当該預貯金口座を個人番号により検索可能な状態で管理するとともに、当該管理を開始したときは、預貯金者に金融機関名等を通知する。</p> <p>(4) 相続時や災害時に、預貯金者又は相続人からの求めにより預金保険機構から個人番号の通知を受けた場合は、当該個人番号に係る預貯金者を名義人とする預貯金口座の管理の有無等を預金保険機構に通知する。</p>
2. 直接的な費用の把握	
① 遵守費用	<p>上記1の(1)～(4)の規制による遵守費用として、以下が見込まれる。なお、いずれの遵守費用についても、金融機関毎に遵守費用の算定の基礎となる人数や人件費等は様々であるため、金銭価値化は困難である。対象となる金融機関の数は約1200である。</p> <p>(1)について、各金融機関における窓口等の対応に係る費用。 ただし、本法案成立後、政府は本制度の広報啓発に取り組むものとしており、金融機関において政府の広報資料を活用することで、当該費用は節減できると考えられる。</p> <p>(2)及び(4)について、金融機関が預金保険機構に通知するためのシステム整備の費用。 ただし、通知の具体的方法については、可能な限り各金融機関の負担を軽減できるよう、合理的な対応を検討する。</p> <p>(3)について、当該預貯金口座を個人番号により検索可能な状態で管理を開始するとともに、当該預貯金者に当該金融機関名、名義人などを通知するための費用。 なお、当該預貯金口座を個人番号により検索可能な状態で管理することについては、現行の制度上、既に義務付けられているため、過度な追加費用負担は発生しない。</p>
② 行政費用	—
3. 直接的な効果(便益)の把握	<p>本法案において設けられる相続時や災害時に口座の所在を確認できる仕組みと本規制が相まって、相続時及び災害時における国民の負担軽減と利便性の向上が見込まれる。</p> <p>また、行政機関が金融機関に対して預貯金の照会対象者の氏名及び生年月日等の本人特定事項を用いた照会を行う場合、照会対象者の特定に係る事務が金融機関及び行政機関にとって負担となっているところ、本規制により預貯金口座への付番が進むことにより、行政機関による照会事務及び金融機関による照会対象者の特定事務において個人番号が用いられることで当該事務が効率化することが想定される。</p>
4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握	特段想定されない。
5. 費用と効果(便益)の関係	<p>当該規制の導入に際しては、上記2のとおり一定の遵守費用の発生が見込まれる。</p> <p>しかし、本法案によって実現する、災害時又は相続時における的確な口座確認によって得られる預貯金者本人の利益及び照会対象者の特定に係る事務の効率化によって得られる行政機関・金融機関の利益等の便益は、本規制に必要な遵守費用を上回るものと考えられる。</p>
6. 代替案との比較	<p>金融機関は、従来、金融業界の自主的な取組により、預貯金者に個人番号の届出を案内しているが、十分に付番は進んでいない現状にある。</p> <p>これは、個人番号を付番することによる預貯金者の具体的なメリットが感じられないことに一因があると考えられる。</p> <p>災害・相続時における口座の所在を確認する仕組みを設けずに、単に金融機関に、預貯金者に対して付番の意思の有無を確認する等を義務付ける方法もあり得るところ、こうした措置では、預貯金者が付番による便益を享受することができないことから、付番への理解が進まないと考えられる。</p> <p>よって、本法案においては、預貯金者本人の同意を前提に、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組み等を設けるとともに、相続時や災害時に口座の所在を確認できる仕組みを設け、手続の際の負担軽減を図り国民の利便性を向上させることにより、国民の理解を得る観点から、金融機関に対し、以下の義務を課すものとし、預貯金口座への付番を進めるものである。</p>
7. その他の関連事項	特段活用していない。
8. 事後評価の実施時期等	本法案において、法施行後3年を目途に、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講ずるものと規定している。
備考	—